2011年10月1日

新潟・加茂暁星高校 非常勤講師解雇撤回裁判 東京高裁(2011年9月28日)での口頭弁論を傍聴して 山口 正

(臨時教職員制度の改善を求める全国連絡会会長)

8月の全国集会の初日、新潟・加茂暁星高校(学園)の非常勤講師として、不当解雇撤回を闘っている原告(赤井さん、山田さん)から報告がありました。昨年12月の新潟地裁判決では処分の不当性(解雇権の濫用)を勝ちとりましたが、その後、学園側は控訴を行い、いま東京高裁での審理が続いています。

9月28日に第3回口頭弁論があり、傍聴に参加しました。証人は被告側・加茂暁星高校の現校長でした。証人への質問と答弁から見えてきたのは、教職員の雇用実態を把握せず、また教育法規の条理も理解していないなかで、解雇処分の理由も説得的に語れない雇用責任者の姿でした。また、答弁内容は解雇の不当性を証人自ら告白するものでした。

証人(校長)の陳述書には、解雇処分の妥当性として、次の内容が記されています。

「1審判決のように、必要でない非常勤講師も雇用契約を継続しなければならないとすれば、私立高校の経営は成り立たなくなる。[中略] この状態になれば、私学の財政と人事管理に問題が生じ、常勤教職員や新採用の教職員についても抑えざるを得ない。このようなことから、私立高校の非常勤講師について、重い法的制約を課す1審判決に疑問を持っている。」

この点に関して、原告弁護士から証人に、この間の生徒数の増減、教職員の削減による 財政上の変化など、解雇処分の「合理的理由」が事実としてどう検証されたのかが質され ました。証人答弁は「検証していない」という、驚くべき内容でした。学校管理責任者と して、学園収支の実態を自ら調べることがなかったことも明らかになりました。

また、証人質問をとおして、非常勤講師を解雇する一方で、正式な教員免許をもたない助教諭を「期限を定めず任用」している不透明で任用実態も判明しました。教員資格がない者に授業をさせ、助教諭に免許取得も学校管理者として求めてこなかった事実は、校長としての資質が鋭く問われる内容でした。証人は新潟県市の教育委員会管理主事や公立学校長を経験した者であり、こうした任用行為が違法であることは理解していたはずです。

陳述書や答弁からは教職組合に対する異常な敵視も見られ、今回の不当解雇が組合の弱体化を意図したことも明らかになりました。証人は陳述書で、生徒数減少の原因が教職員組合の「権利主張と既得権擁護」の活動にあるとし、「より充実した教育をめざすことを諦めたとしか言いようのない教職員組合のやり方は教育者の仮面を被った組合至上主義者と言わざるを得ない」と組合批判を記しています。原告弁護士から「組合が求めた既得権の内容は?」と質されると、証人は「給与や一時金の増額」と答弁、傍聴席から驚きの声が上がりました。

傍聴をとおして、本件処分の不当性をあらためて理解することができました。注目される東京高裁の判決は10月26日の結審をへて、来年の早い時期に出されると聞いています。